

就職支度金支給申込書

(財)自動車事故被害者援護財団

〒102-0083 東京都千代田区麹町6-1

-25

電話 03-3237-0158

※											
① 申 込 者	ふりがな		都府 市区 道県 町					電話			
	住 所										
	ふりがな		生 年 月 日		明治 大正 昭和 年 月 日		性 別	男 ・ 女			
	職 業 (勤務先名)		年 間 収 入 (年金等を含む)			円					
② 一 記 申 込 者 以 外 の 家 族 員 の に さ つ い 状 況	氏 名		生 年 月 日	申 込 者 と の 続 柄	同居・別居 の 別	職 業 ・ 勤 務 先 (学 校 名 ・ 学 年)		年 間 収 入	他 か ら の 支 給 金 等		
					同 ・ 別			円			
						同 ・ 別					
						同 ・ 別					
						同 ・ 別					
						同 ・ 別					
						同 ・ 別					
③ 一 〇 申 込 者 に あ る 生 活 状 況	1. 生活保護を受けている。 2. 生活保護を必要とする状況にある(要保護者)。 3. 所得税を納めていない(所得税非課税)。 4. 市町村民税を納めていない(市町村民税非課税)。 5. 市町村民税の均等割だけ納めている。 6. 児童扶養手当の支給を受けている。 7. 世帯更正資金の貸与を受けている。 8. 国民年金の保険料の納付を免除されている。				④ 申 込 者 の 生 活 状 況 の 原 因	主として生計を支えていた者が自動車事故により死亡等したことによるもの		事 故 発 生 年 月 日	昭 和 平 成 年 月 日		
	自動車事故対策機構の交通遺児貸付けを受けているときは、その貸付決定番号を記入してください。 ()					その 他 の 理 由 に よ る も の	被害者氏名	申 込 者 と の 続 柄			
							被 害 状 況	1 死亡 2 重度の後遺障害(第 級)			
							事 故 発 生 前 の 年 間 収 入	約	円		
⑤ 申 込 の 事 由	1. 就職先決定	就 職 先 名 称									
	2. 就職先内定	就 職 先 住 所									
	3. 就職先未定	就 職 (予 定) 年 月 日	平 成 年 月 日								
⑥ 振 込 先	金融機関等名	銀行	支 店	口座番号	支 店 番 号	口 座 番 号					
			郵便局	(下段は郵便局利用者)	通 帳 記 号	通 帳 番 号					
	預金科目	1 普通預金	2 当座預金	3 その他	ふりがな	口座名義					
貴財団の緊急時見舞金の支給を申込みます。ついては、上記事項は事実と相違ありません。 平成 年 月 日 財団法人 自動車事故被害者援護財団会長 殿 (申込者氏名)											
※ 決定金額	円()	(注) ※印の欄には記入しないでください	※	※	※	※	※				

この申込書には、次の証明書を必ず添付してください。

- ① 家族全員が記載されている住民票(別居している者がいるときは、その者の住民票も添付してください。)
 - ② 「③申込者の生活状況」を明らかにする証明書(該当するものが二以上あるときは、いずれか一の証明書を添付してください。)
 - ③ 「④申込者の生活状況の原因(要因)」となった自動車事故の交通事故証明書等(自動車事故対策機構の交通遺児等貸付けを受けているときは、省略することができます。)
 - ④ 「⑤申込事由」が存することを明らかにする証明書(就職決定(内定)通知書の写・就職先未定の者については、就職予定である旨を記載した学校長の証明書)
- この申込書を届出後、支給の対象となった子弟が現に就職したときは、速やかに就職した旨を記載した雇用主の証明書を財団へ必ず提出して下さい。
この証明書が提出されない時は支給された就職支度金を返還していただくことになります。
なお、この就職支度金を受けた者、支給の対象となった子弟が事情の変更により就職しないことになったときは、支給された就職支度金を返還していただきます。